

平成26年第2回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成26年10月29日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第67号 訴えの提起について（放置自動車撤去土地明渡請求事件）
- 日程第6 議案第68号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第69号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第70号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
16番	小川	勝範	17番	星川睦枝
18番	藤橋	礼治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

15番 広瀬時男

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	渡 辺 勇 人	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長 事 務 局 長	佐 藤 雅 人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開会及び開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第2回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若園五朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号17番 星川睦枝君と18番 藤橋礼治君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（若園五朗君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から11月4日までの7日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日から11月4日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第3、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず2件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成26年7月、8月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございました。

2件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

10月27日に、同組合の平成26年第2回定例会が開催されました。管理者より提案された議案は、条例の一部を改正するもの1件、平成25年度決算の認定を求めるもの1件で、両方とも原案のとおり可決または認定されました。

以上でございます。

○議長（若園五朗君） ありがとうございます。

以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

3件目は、平成26年第2回もとす広域連合議会定例会について、清水治君から報告を願います。

12番 清水治君。

○12番（清水 治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号12番、清流クラブの清水治です。

議長より御指名をいただきましたので、平成26年第2回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告をさせていただきます。

第2回定例会は、10月14日から24日まで、11日間の会期で開催されました。

今定例会に広域連合長から提出されました議案は9件で、内訳は人事案件1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、決算の認定を求めるもの3件、補正予算が3件でございます。

人事案件は、公平委員会の新田年一委員の任期が10月29日で満了するため、再度委員を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

条例制定のもとす広域連合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、職員の継続的な勤務を促進するため、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものでした。

条例の一部改正のもとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、大規模災害からの復興に関する法律の公布に伴う復興計画の作成等のため、派遣された職員の災害派遣手当を支給するため、条例の改正を行うものでした。

決算及び予算関係につきましては、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計で平成25年度決算の認定を求めるものと、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計で平成26年度補正予算を定めるものでした。

提出された議案のうち、人事案件1件につきましては、定例会初日の10月14日、広域連合長の提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論を行い、採決の結果、同意をされました。残りの議案については、所管の常任委員会に審査を付託し、10月22日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、いずれの議案も可決または認定をされました。

以上、平成26年第2回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、これら定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けておりますので、御希望の方はごらんいただきたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） ありがとうございます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（若園五朗君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回は、2件の専決処分の報告であります。

それでは、報告第15号専決処分の報告について。

これは物損事故、十八条地内であります。

瑞穂市十八条地内におきまして、相手方車両が公用車に接触した事故につきまして、当事者と和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第16号専決処分の報告について。

これは、物損事故で十九条地内であります。

瑞穂市十九条地内において、相手方車両が公用車に追突した事故につき、当事者と和解し、専決処分したものであります。

今回は、被害者的な事故であります。市の損失割合も少なかったところではありますが、交通安全を推進する立場として、まことに遺憾に感じている次第であります。

今後はより一層交通安全を指導し、事故防止に努めてまいりますので、皆様の御理解をお願い申し上げ、以上2件の行政報告をさせていただきました。

○議長（若園五朗君） これで行政報告を終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 12番 清水治君。

○12番（清水 治君） 済みません。先ほどの報告、ちょっと訂正をさせていただきたいんですけど。

○議長（若園五朗君） 清水治君。

○12番（清水 治君） 議席番号12番 清水治です。

議長の許可をいただきましたので、先ほどのもとす広域連合の報告の中で、最終日ということとで10月22日と言いましたけど、10月24日の間違いですので訂正をお願いいたします。以上です。よろしく願いいたします。

日程第5 議案第67号から日程第8 議案第70号までについて（提案説明・質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第5、議案第67号訴えの提起について（放置自動車撤去土地明渡請求事件）から日程第8、議案第70号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括

議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 本日、平成26年第2回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開催に当たり、市政への所感及び今回提案する議案について、述べさせていただきます。

さて、不順な天候続きとなったことしの夏、さきの定例会でも申し上げましたとおり、50年に一度、100年に一度の集中豪雨が頻繁に起きて、全国各地に大きな被害をもたらしました。

さらには、この秋には霊峰御嶽山が35年ぶりの大噴火を起こし、実に57名の方が亡くなり、いまだ6名の方が行方不明という大惨事となりました。亡くなられました方々には、深く哀悼の誠を捧げたいと思いますし、被災地域の一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げるところでございます。

このように見ていきますと、ことしはまさに異常気象の年といっても過言ではなく、災害はいつでもどこでも降りかかってくる隣り合わせの状況であることを改めて認識した次第であります。

市としましては、このような状況に対応すべく防災対策を強めて、さきの台風18号、19号襲来の際にもいち早く災害対策本部を立ち上げて対処してまいりました。両台風とも幸い瑞穂市への直撃を免れたため、一部道路冠水等による被害は出ておるものの、街路樹の倒木等もなく、自主避難者への対応も滞りなくできたことから、適切に災害への対応ができたと総括をいたしております。

しかし、いざというときの対応は、ふだんからの市民の皆様の御理解、御協力なくしては進められないものでございます。市では、校区単位での連携した防災活動を推進しており、11月9日には南小学校での防災訓練を計画しておりますので、ぜひ議員各位、市民の皆さんの御参加をお願い申し上げます。

さて、今回上程します議案は、訴えの提起に関する案件が1件、条例の制定、改正に関する案件が2件、補正予算に関する案件が1件の計4件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、議案第67号訴えの提起について（放置自動車撤去土地明渡請求事件）であります。

市有地、瑞穂市只越字宮間イの1246番の1の放置自動車撤去土地明け渡し及び土地使用賃料相当の損害金の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてであります。

さきの定例会等で明らかになりました市道認定に係る一連の不適切な事務処理について、行政の長及びそれを補佐する者として負うべき責任を考え、この条例を提案するものであります。

次に、議案第69号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴います市条例の改正を行うものであります。

最後に、議案第70号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,543万5,000円を追加し、総額160億414万2,000円とするものであります。

歳出の内訳は、総務費で、源泉所得税等482万円、放置自動車撤去請求事件に係る弁護士委託料30万円であり、民生費では岐阜地域児童発達支援センター組合への追加負担金34万1,000円、福祉センター改修費等4,576万円であり、土木費では居倉地内の堤防改修工事に890万円であり、公債費では今年度の借入利息がほぼ確定したことによりまして、償還利子を468万6,000円減額するものであります。

歳入の内訳は、諸収入で、個人事業者からの源泉所得税443万5,000円を計上したほか、公共施設整備基金から5,100万円を繰り入れるものであります。なお、源泉所得税につきましては、先般岐阜北税務署の指導により、個人事業主への委託報酬について自己点検をいたしましたところ、18件の徴収漏れが見つかりましたので、源泉徴収義務者として正規の手続をとるものであります。

該当された方々に大変な御迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げますとともに、今後はチェック体制を強化して再発防止に努めてまいりますので、議会各位、市民の皆さんの御理解をお願いする次第であります。

以上、4件の提出議案につきまして、概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時28分

再開 午前10時16分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第67号訴えの提起について（放置自動車撤去土地明渡請求事件）を議題いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6、議案第68号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

議案第68号について、質問をいたします。

提案理由の説明でございますが、市道路線認定にかかわる事務について、ちょっと私、確認したんですが、せんだって新聞に載りました税金の徴収漏れのあれとちょっと違うんじゃないかと思うんです。それなら話がわかるんですが、その点はどうですか。今の提案理由が市道路線の認定になっているんですが、税金の徴収漏れの責任でそういうあれをやられるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

この議案第68号におきましては、市道認定の事務に当たります。御案内のとおり、瑞穂市が誕生しましてから12年間にわたりまして、この市道認定に当たりまして、本来でございますと、合併の申し合わせ事項の中で、きちっとその規約なり要綱を整備するようになっておるにもかかわらず整備がされておらなかった、そういうところに今回の問題が起きたということでございます。

私としまして、これが知らなかったで済む問題ではございません。私としまして、これまでできておらなかった、本当に責任者としてそういう問題には対処してなかったといえますか、担当のほうからも出てこなかった。そういったことから寂しく思うわけでございますけれども、いずれにしても最終的な責任は私にあるわけで、そのことはこれまでもおわびを申し上げたいということで、皆さんに申し上げておるところでございます。

そんなところから、今回この件に関しましてのことで、職員のほうも処分をさせていただきました。ですから、やはり責任者であります私、またそれを補佐する、これを臨時議会がちょうどありまして、これに合わせまして一刻も早く処分を成立させてもらいたい、こういうところから今回提案をさせていただいておるところでございますので、よろしく御理解をいただき

ますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井でございます。

今の議案第68号について、少し御質問をさせていただきます。

本議案に関しましては、あしたの午後より総務委員会に付託をされておりますので、審査をされることとなっておりますけれども、私、総務委員長を今拝しております。委員会を運営していかなければなりませんので、本日の総括質疑で数点お聞きしたいと思います。

質問ですけれども、議案第68号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてということで、これが議案の提案理由等、先ほど市長が提案説明の中で、さきの定例会等で明らかになりました市道認定に係る一連の不適切な事務処理について、行政の長及びそれを補佐する者として負うべき責任を考え、本条例を提案するものでありますというお話でありました。

私がお聞きしたいのは、現在このことで、百条調査委員会での事実関係を調査しておる最中であるわけですけれども、なぜこの百条委員会の調査中のこの時期に、市長・副市長の報酬を減額する条例案を出されたのかをお伺いします。

以下は自席で質問いたします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今回の市道認定に当たり、市の行政のほうとしましてしっかりと調査をさせていただきますして、一般質問等でもお答えをさせていただきます。行政のほうに瑕疵あったと、そういうところからそれなりの処分をさせていただきました。

ですから、それに合わせまして総括責任でございますので、そのあれをこの委員会に合わせて、百条とは全く切り離してお考えをいただきたい。百条は百条での考え方でやっておられることでございます。私どもは事務的にきちっと調査をさせていただきますして、その結果におきまして出させていただきますところでございますので、その点御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、百条とは別でということございました。

もう1点、減額する期間を1カ月というふうに出されておるわけでございますけど、この根拠をお聞きします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 減額する期間をどのぐらいにするかというのは悩ましいところござ

いますけれども、いわゆる職員については委員会がありまして、その委員会の中で処分を決定したわけです。

管理職にあつては、戒告という処分になったわけですが、そういった状況を踏まえて、特別職はどれだけやるかということも市長とも協議しまして、減給処分が相当であるという、職員よりも重い形で決定をしたということでございます。

ですから、その月数が妥当かどうかということは、議会にお諮りしておる条例の中で御検討をいただきたいということを思っておるところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、副市長の御答弁の中で、私自身がまず危機管理のことで、根拠という形でお聞きしたわけですが、根拠というよりは、今のお話、議会に提案をされておるわけですので、質問ではないですけど、そういう理由であったということだけを確認させていただき、終わりたいと思います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

本議案につきましては、市長・副市長の11月分、1カ月の1割の減給ということでもありますけれども、先ほど市長の提案説明の中で言われました、市道認定に係る一連の不適切な事務処理について、行政の長及びそれを補佐する者として負うべき責任を考え、本条例を提案するものでありますということでもありますけれども、具体的じゃないんですね。そういう処分を行う根拠は具体的にどこの何にあるのか、不適切な事務処理とは具体的にどういうことをいうのか、ここを提案理由の説明の中で明らかにしなきゃいけないんですね。そのことがやっぱりその後のいろんな論点、争点になってくるわけなんです。

ですから、こういう言い方は余りにも抽象的過ぎます。ですから、例えば県の開発許可基準を当てはめて合併以降やってきたけれども、去年の6月のサーンホームについては、それを間違えて瑞穂市市道編入基準という要綱でもないもの、170本要綱が大体あるんですけども、その様式性とは全く違う、見ただけで正式の文書ではない、いわゆる職員の手持ち資料であるということが明確にわかるような代物を当てはめてしまったことが瑕疵ある行政行為として間違っていたから、だからもとの県の開発許可基準に戻ただけなんですとね。それもわずか2週間という早期に訂正をしたんですという立場に立つのかによって、全然この議案に対する賛否も違ってくると思うんですよ。

ですから、執行部はどの点が不適切な事務所処理だったのか。後の1カ月とか何カ月という

のはまた次の問題なんですよね。一番根本のところについて執行部はきちっと総括をして提起をしておかないと、後でまた問題が起こってくるというふうに思いますので、ぜひ具体的にその根拠をお示しいただきたいと思います。

○議長（若園五郎君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今回の一連の道路認定というのは、曖昧な表現という御指摘だったわけでございますけれども、冒頭に市長も小川議員の質問に対して答弁されましたように、そもそも合併時において、2町の基準が違っておった。それを早い段階で統一した見解を出すべきであったものを、結局内規とか、県の開発指導要領に準用したりとかというような曖昧な行政決定を行ってきたわけですね。そもそも行政手続条例というのを市が持っているわけですが、その趣旨からいえば、もっと早い段階にそういったものを策定しておいて、そして市民の求めに応じて提示できるような体制をとっておくべきであったにもかかわらず、それが放置されてきたということに対して、それがどうであったかという論点で私たちは調査をしてまいりました。

そうしたところ、過去にそれらしいものがあつたとか、そういう話は出てきますけれども、じゃあそれを提示するというのを求めると、提示できないのが現実でありまして、そういった背景を踏まえて、今回たまさかある職員が手持ち資料として作成したものを、あたかもそれが本来持つべきものと錯誤したことによって、今回の問題が露呈したということだろうというふうに解釈をしております。

ですから、過去、15年5月1日の合併以来、かかわった者からの事情聴取によって、もう既にやめていった方については処分はいたしませんけれども、それ以来それなりにかかわった職員に対して今回処分を行いました。その処分に基づいて、長たる者、それから私も含めてやはり十分でなかったという反省のもとで、職員の処分と照らし合わせて1カ月分の減額はやむを得ないという判断をしたところでございますので、論点はあくまで一連といった表現になっていきますけれども、それは合併以来、振り返っての一連ということになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 具体的な根拠自体がずうっと抽象的な話でいっちゃう。その中で、例えば要綱の問題とかいう話はあるんだけど、もう少し具体的に、いわゆる要綱の問題は、実際は県の宅地開発指導要領を当てはめてきたと、事実行為として積み上げてきたと。それを執行部が調べたら7本あつて、6本は松野市長のとき、町長を含めてね。あとは堀市長で1件ということで報告をされておるわけですね。ということは、県の開発許可基準、県の宅地開発指導要領を当てはめてきたという事実自体をまずもって確認すること。やってきたことだから。

事実だから。でっち上げるんじゃないくて、事実を明らかにすることね。

それをしてくる中で、去年の6月に当てはめた基準は何であったかという、副市長の話だと、錯覚して職員の手持ち資料を当てはめたと。そのこと自体が間違っていたという話になってくると。だから、瑕疵ある行政行為というのは、具体的にどれとどれとどれか。というのは、決裁の問題でもそうでしょう。決裁という問題をとったときに、県の開発許可で本来当てはめるべきものと、当てはめずに、瑞穂市市道編入基準を当てはめて却下した伺い書に対して、課長補佐、課長、調整監、副市長、市長、全部印鑑を押しているわけやね。そのことの決裁責任も入っているのかどうか。決裁責任の話は全然出ていないでしょう。瑕疵ある行政行為ということで一くくりになっている。極端なことを言うと、例えば要綱がなくても、去年の段階で今まで県の開発許可基準を適用してやってきたのであれば、それを適用してやればそれで通ったと思うんです。ただ、宿題としては、要綱を合併当時から県の開発許可基準を当てはめてやるんだったらやるということで、独自の、瑞穂市の〇〇要綱として、具体的に告示の年月日、告示番号、それから施工日を附則で明記するものとしてきちっと正式にやっっていなきゃいけなかったね。だから、それもあるんです。

だから今言ったように、瑕疵ある行政行為ということの中身は、具体的に①は何、②、③、④、幾つとか、したがって結果的には具体的な処分はこうやとか、その論理の運びということが非常に抽象的過ぎる。すごく荒い。だから、そういうことではいかんと思うんだ。みずから処分するんでしょう。処分という問題についても、いや、1カ月でだめだ、3カ月やれという人もあるかもわからんし、また逆に言えば、2週間わずかで気がついて、そんな間違っただけの処分を訂正したこと自体が、ああそれはよかったと、早く気がついてそれだけ特定の業者の利益を損なうことが少なくて済んでよかったという評価もあるかもわからんね。同じ事実で全く違う結果の話に向き合うことになるかもわからん。だから、そのためには執行部の出す処分の具体的根拠、瑕疵ある行政行為とは一体何であったのかということ具体的にきちっと出しておかないと、今の説明だけではわかっておる者はわかっているけれども、議事録を読んでも住民の皆さんはさっぱりわからんということになると思う。やっぱり一番大事なことは、我々議員もそうだけれども、住民に対する説明責任をどこまでできるか、納得してもらえるか、理解してもらえるかということのを頭に置いて提案をしなければならない問題だと思うんですね。ですから、その点をもっと明確に絞って答弁をしていただきたい。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今回の件におきまして、市道認定の不適切な事務処理というのは、一番の問題は、そういった基準要綱が決めていなかったということが一番のあれですが、そういう中でも、過去は県の宅地開発指導要領に基づいて全てなされてきた。

ところが、今回の件は、そうでなく、全く公式的な文書ではない、個人の職員の試案といい

ますか、間違っただけを当ててしまった、それが行政の瑕疵に当たる、そういうところから事務的な行政の瑕疵ということで、そのことに責任を感じまして、そのかわり今回の件におきまして、きちっと指導要領に基づいたあれをつくらせていただいて、先般の産業建設協議会でもお諮りをしておるところでございます。

いずれにしても、今回の件はこれまで県の宅地開発指導要領に基づいてきたのを、都市計画内におきまして全て認めきたのを、今回のサーンホームの件に当たり、全く公式的なものでないものを当ててしまった。そこに大きな行政の瑕疵があった、そういうことをしてしまったことに対しまして私どもは責任を感じまして、今回こういった形で職員、そして私どもはやはり報酬の減額という形で処分をさせていただき、責任をとらせていただくということで提案をさせていただいておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 本議案は、私が所属をする総務委員会に付託をされることになっておりますので、総括質疑の中で詳細に聞けなかった部分についてはそこでお聞きをするということで、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 5番 森治久君。

○5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久でございます。

先ほど西岡議員からもお話がございました。私も重複する点もあるやとは思いますが、1点だけ、ここで執行部、または市長のお考えを確認させていただきたいと思います。

先ほど西岡議員からもお話がございましたとおり、今回の案件は、もともとの発端は、先ほどの担当課の職員から、課長、部長、副市长、市長と回った決裁書の文言の内容にあったと思います。

それは、行政が市のほうで調査した結果であるということでは、この要綱が正式なものでないにもかかわらず、その要綱があたかも正式なものであるというようなことで、認可、認定の基準としてあるときは用い、あるときは用いなく、それを一つの物差しに使っておったという、根本が要綱ではないんですね。ということは、その決裁書類が回った文書の内容が、要綱改正前ではありますが、許可をしてよろしいでしょうかというこの文言自体が間違っているんですね。要綱はありませんよ、何が要綱なんですかとそのときに、課長、部長、また副市长、市長がただすことが大切であったと思うんです。であるから、よく見なかったのかわかりませんが、判こを押したことが人事条例にひっかかるというようなことで百条委員会の設置ということになったと、3月議会で発議者が言われたこの決裁書というようなことであっ

たと私は記憶しております。

私は、市長を初め副市長以下、担当、かかわった方々がしっかりした事実を認識することなくそのような決裁書も含めて、また市民から出てくる案件の認可基準を明記できなかったということに対して、行政が調査した結果の中で明らかになったということでの今回の行政処分は、みずからの身を削るといようなことでの担当課初め市長までの処分であると理解いたしますが、そのような考え方でよろしいでしょうか。それを1点、お伺いいたします。以上です。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） まさに森議員御指摘のとおりでございまして、その当時、私たちが判こを押したんですけれども、あたかも要綱があつて、それを改正するというような認識でついておったものも見ました。改正しようとする案の要綱案についても、ちょっと恥ずかしながら誤字脱字が多くて、これでは、この形ではだめだよというような附箋もつけたわけですが、その当時は要綱を改正するんだというふうには思ったわけですが、その後、問題が顕著になって調べたところ、そもそも要綱自体がなかったんですね。

それが元始に戻ると、合併当時の合併協議会の議論の中で、要綱を作成するような文言があったんですね、統一した見解を出すということ。その統一した見解がそもそもできていなかった中で、ずうっと事務がなされてきた。その事務がどうであったかといいますと、先ほども西岡議員がおっしゃられたように、決裁行為によって判断をしてきたと。その決裁行為をやることについては、判例等でもそれは容認される行為だというふうには認識をしておりまして、過去の7件についてもそうした行政内部での統一した判断、統一した判断というのは、県の開発指導要領という物差しでもって、それを準用した形で判断を出してきた。

今回、たまさか今のような問題になって、そして内規というものしかなかった、要綱ではなくて、むしろ内規、それを統一した見解でもってとりあえず考え方を一つにしたということでは、要綱を作成しようとしたアクションについてはよかったんですけれども、そもそも改正ではなく、元始の要綱はなかったということがわかってきたということに対して、それらもあわせ持って、一人一人の職員は小さな不作為ではありましたが、その不作為が積み重なってきたことによって、時代の経過の中で今回のような事案が発生して、新しい改革にはつながったんですけれども、放置していた事実が露見したわけですね。それに対しても、あわせ持った処分を今回行ったところでございます。

ですから、今、森議員おっしゃられたように、判こを押した行為そのものもやはり反省すべきことであるということは当然のこととございまして、だからいろんなものが包含した処分ということになってはいますが、反省すべきことは幾つかある中でそれを集約して、今回の条例提出につながっているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 今回質問しないつもりでしたけれども、この一番問題になっている書類ですけど、これ伺い書ですよ。その伺い書は現実的にいうと過去において、副市長、市長まで行くべき書類だったのか。それとも部長でとまるべき書類であったのか、その1点と、それから公式文書ならば今言うように、電話、テレフォンにて、調査士、黒く塗ってあります。これ、公文書、僕が取り寄せたやつでは、公文書に対して黒く塗ってあるんですけど、テレフォンにて調査士に伝えるというようなことが本来ならば、正式文書でいくならば、正式に書類で市長の親族会社に対して答えを出すべきものが、公式文書でありながらテレフォンで伝える、電話で伝えるという、このような行政上のミスが多分にあったような気がするものですから、それ自体が今言うような形でいえば、テレフォンで伝えることがよかったのか。というのも、それをずうっと見られた、担当者はこれでいいと思ったかもしれん、全部見られておるはずですから、何でこれは電話でいいのかということに気がつく。いや、いいと言うんならいいんですよ。

だから、そういうような形と、本来ならば、よくよく考えれば、伺い書自体、伺い書でしょう、極端なことを言うと。市長まで伺いに行かないといかんのか、副市長まで行かないといかんのか。本来、伺いだったら部長自体の手にとまって精査すべき。そこで終わるような気もするものですから、その2点がずうっと僕この件に関して追っかけてくると、今言うように15年に関して言うと、穂積と巢南の合併時の認定の差から始まって、それが修正されずにずうっと来て、そういう問題が発生した。だから21年までは、7件に関しては、都市計画法に基づいた形で処理をしてきたと。だから、そういうような形から来て最終的にいろいろな問題があったときに、あの文書自体も、よくよく見れば内容的には森議員が言われたその辺のことだけれども、そうではなくて、少し見ただけでも今言うように扱いがどうであったか、一回その2点だけ、ちょっと行政側に、この件に関して重要なことなものですからお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 堀議員の御質問にお答えします。

今、言われた御質問は、25年6月7日に起案された伺いの意見をつけてよろしいかというところで、この決裁が市長決裁なのか、あるいは副市長決裁なのか、部長決裁かというような御質問ですが、聞いておる範囲内で行きますと、これは寄附に当たるということで、担当部のほうで市長決裁に回したというふうに伺っております。

また、6月24日に、調査士のほうにテルで伝えるというようなメモ書きもあるんですが、やはり電話で伝えたりというのは、文書とは違ってわからなくなったりとか、言った言わないということがあろうと思うので、このあたりは適切ではなかったというふうに判断をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 今、企画部長が言われたように、その辺のことが、はっきりした一つの基準というのがないもんだからこういうことが起きて、そして今言うような形でいえば、県が本来ならば正式な書類で出すのが当然だろうという、そういう少しずつ違ったことの総体的な積み重ねが起きた以上は、やはり今言うように、職員に関しては文書警告、部課長は戒告、そして市長・副市長に関していえば減給処分。ただし、これは全職員の問題ですよ、はっきり言えば。その自覚を持って、担当者が悪いとか云々じゃなくして、職員全体がこれに関してやっぱり責任を持つ、それぐらいの気持ちでやっていただきたいと思っています。誰々があかん、誰々が云々と職員間でなすり合いじゃなくして、やはり総体的に自分たちの全体のこととして捉えて、一つ一つの処分をされた職員が悪いというんじゃなくして、それは全体の問題だと思う。だから、その自覚を持ってやっていただきたい。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、議案第68号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について質疑をさせていただきます。

先ほども、西岡議員からも言われましたが、今までの説明の中で、本当に不適切な行政事務ということの説明がなされていない。どこまでがどのような状態で不適切だったのか。この道路認定にかかわることに関して、業者、行政、市民、この3つの輪が、三角がしっかりと認識を持ちながら進めなければならない。もしくは進められてきた協議があったにもかかわらず、その不適切な行政業務というものがしっかりと説明されていない。これは、また後日の総務委員会でしっかりと質問をさせていただきたいと思いますので、不適切な行政事務、またさらに瑕疵ある行為という、瑕疵というものについてはどのように感じているのか、思われているのか。そこについても本来地方自治法からいうと、瑕疵ある行政処分ということは、最も法律上優位であることが前提である、法律上不能でないことなどの法令に違反していないこと。本当に違反していなかったのか、いたのか。その部分についても、副市長としては言葉を濁したような、これは法律上問題がないというような発言がありましたが、そこにはそれなら瑕疵であったのか、地方自治法上どうであったかという判断がなされたのか、その部分についてもお伺いをしなければならないというふうに思っております。

また、このことについて自席のほうで質問をさせていただきますが、瑕疵ある行為ということを本当にどのように法律上考えられたのか。さらに百条と切り離してといった市長の言葉と

副市長の言葉が矛盾しているのではないかなあというふうに感じました。

先ほどはいろいろ加味をして、いろんなことを相対してというような、百条も踏まえた発言がありました。市長は切り離してといった言葉とは、執行部として市長・副市長の特別職としての提案をされたにもかかわらず、意見が違うことについてはどのように考えておるかをお伺いいたします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 瑕疵ある行為という、瑕疵というのは、要は過失なんですけれども、じゃあどの部分が瑕疵に当たるかという話も出ておりますが、そもそも論を言えば、元始にさかのぼれば、合併協議会のところまでさかのぼるわけなんですけれども、その間、じゃあなしてきた行政行為がどうであったのかという論理になってこようかと思います。

それで、9月議会のときに、西岡議員さんが御質問をされた中でもちょっと答弁をさせていただいたんですけれども、本来は、行政行為は法令に沿って事務をなされるべきでありますけれども、その事務を行う中でやはり間違いというのは生じるわけでございます。その生じた間違いが補完できない間違いなのかどうかという観点もあるわけなんです。

というのは、間違いであったということで元始にさかのぼってそれを廃棄してしまうことによって、かえって受益を受ける市民が不利益をこうむる場合もあるわけでございます。そういった観点から調べてみましたら、ちょっと資料がないのであれですけれども、西岡議員さんがたしか自治法2条の16号というお話をされて、瑕疵ある行為の判決をちょっと調べたんですけれども、もし条文が違っていたらあれですけど、瑕疵ある行為であっても、それが補完できるというような判例があったように記憶しております。

ですから、今までなしてきたことが要綱とかそういうものに基づかなかったとしても、一定の都市計画法に基づく県の開発指導要領を準用していたという歴然たる事実からすれば、それは補完できる行政行為であったのではないかというふうな認識を持っておるわけでございまして、ただじゃあそれにずうっと甘んじておっているのかとなりますと、やはり行政手続条例の理念からいえば、本来自分のところで価値判断基準となる物差しをつくって、それを求められた場合は提示しなさいというのが条例の43条に書いてあると思います。そういったことを踏まえると、やはり十分な行為ではなかったということになるわけですね。

今回の百条は、あくまで利益誘導があったかどうかという論点で論議がされていますが、行政の中では利益誘導を念頭に置いて調査をしたわけではございません。今、申しましたように、そもそも行政内部で用意しておくべき価値判断基準たるものができていなかったことに対して調査をして、それについて反省をし、なおかつ処分をしたということでございますので、だから百条とはあくまでも根本的な視点を変えた中で調査をしたんです。

ですけれども、議員さんがおっしゃられるように、リンクする部分はあると思いますね、や

はり問題は道路の問題でございますので。ただ、行政は百条で検討されていることとは別の次元で調査をした結果、今回の処分に至ったという認識でありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

瑕疵ある行政行為、これは初めにも申し上げておりますが、一番のあれは、こういう問題が起きたのは、12年間つくっていなかったところでございますし、そして今回のサーンホームの件に当たりまして、ない要綱とか基準、ないものをあたかも個人のつくった私案のものを判断材料に当ててしまった。ですから、ないものを当てた、これがだめだ。だめなことをやってしまった。これが行政の瑕疵ということで、あくまでももとの県の開発指導要領に戻して認めたわけでありますから、ないものをしてしまった、そこに瑕疵があったというところでございます。

そして、百条と切り離す、百条は今も副市長も申し上げましたように、便宜供与があった、利益供与があった、その疑いがあるから告発できる問題だ、だからということでつくられた百条委員会でございます、はっきり申し上げて。どこに便宜供与があったか、まさに今回の中身を調べたら全てが明らかになったわけでございます。そこで百条と切り離したと、そう申し上げたところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 先ほどの自治法の2条の関係のあれですので、ちょっと出てきましたので、自治法2条の判例集があるんですね。その中で、ちょっと読ませていただきますと、地方自治法第2条第15項 ―― 現行法では第16項と書いてある ―― の規定は、おおよそ地方公共団体の行為で法令の条項に違反するものは、全て無効ないし取り消し得るべきものとする趣旨を定めたものではなく、地方公共団体の行為が法令の規定に違反する場合には、当該規定の重要性、当該行為と同種の行為に関する従来のいきさつ及びこれに対する関係者、その他一般住民の態度等を総合勘案してその効力を決すべきものと介するのが相当であるという判例が、古いですけど、千葉地裁の昭和35年8月11日の判決があります。

これを準用すれば、今までやってきた行為は確かに要綱等がなくて判断はしておったものの、都市計画法に基づく県の指導開発要領を準用しておったという事実から照らし合わせれば、補完できるものであるという認識を私たちは持っておりますので、その辺を御理解いただきたいと思ひます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 言っていることが何か補完できることであつたり、処罰しなければなら

ないことであつたりということで、説明が不安定な状況であるのではないかなあと思っております。

合併以来、道路認定基準を使ってきた、なかったものを判断してきたということが今回の特例に関する減額、給与に関する減額というようなことであると思うんですが、道路認定が12年間と先ほど言われましたが、合併以来使われてきたからこの処分をするんだということでよろしいのでしょうか。

〔「違う、違う」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 何度も御説明をしておるとおり、一連といった表現の中には、さまざまな行政行為があるわけですが、元始に戻れば合併時にもさかのぼることにもなりますが、その事実が顕在化したのが今回のサーンホームの案件でなったわけですが、そのサーンホームの判断に誤りがあつたと。その誤りを結局一つずつ検証し、正していく中で、過去の合併協議会のころからのことも明らかになってきたということでございまして、そこら辺を総合したということで一連という表現を使ったつもりなんでございまして、そこら辺が曖昧だというような見解も出てくるわけですが、具体的にだらだらと書き並べるといよりも、総括した表現でもって一連となっておりますけれども、今言われたことのみではなく、やはりそもそもの元始のことから、そして顕在化した今回の判断、森議員が先ほどおっしゃられたような決裁行為のあり方だと思っております。そうしたことも踏まえて、判断しての条例提案ということでございまして、御理解をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 一連のと言われましたが、そこがすごく大事ではないかなと思っております、もともと9月議会のときにおいては、職員の手持ち資料となる前に手書きのものがあつたと。それによって職員がつくり始めた。それによって、その職員は自分の手持ち資料で上司と相談をしたと。上司と相談しながらも、それでは判断していけないと言いながらも上司との交渉をしてきたということになれば、行政のそれ以来、その後、管理課としましては、その手書き資料からきちっとされたもの、副市長も産業建設の中で言われたのは、合併協議会で話し合わなければならぬ行為であつたが、しかしこれは事務的要素が強いので管理課のほう、課のほうに委任されたのではないかということ踏まえれば、その流れからいうと、その基準、もしくは要綱、それぞれのもの、いろんな言い方がありますが、それでも判断材料、物差しとなつていたことに関しては、合併以来手持ち資料であるのか、その言い方は今適切ではないかもしれませんが、判断をされた。県の開発基準要綱と照らし合わせながら上司と判断したという言葉もあつたように、判断はされてきたんではないか。それは使われてきた行為として継続をされ

てきた。その行為が一連の行為として、今まで以来判断をされていたものだということによろしいのでしょうか。

〔「違う、違う」の声あり〕

〔「上司と相談せずにつくった」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの御質問にお答えをいたします。

この要綱をつくった担当者に聞き取ったのは私でございます。

そのときの状況では、作成はしたが、上司とか部長、課長とは相談せずに作成をしましたと。

実際の事務にあっては、個別にこの要綱を用いずに上司と相談して、それぞれの開発区域の状況に応じて認定をしてきたというふうに言っておりますので、この要綱は用いてはいない。その後の担当者がパソコンの内部を見ていたところ、この要綱があったので出力して出てきたというようになっておりますので、そのあたり、よろしく願いいたします。

〔「要綱じゃない。訂正しないとあかん」の声あり〕

○企画部長（森 和之君） 済みません、失礼しました。編入基準ですね。瑞穂市市道編入基準というものを、私案で、自分でつくったんですが、その要綱というのはパソコンの中に保存してあって、その要綱がその後の担当者に、申しわけありません、その基準が後の担当者によってパソコンから出力されて、職員の中に周知されていったというような状況になっております。

〔「要綱じゃないじゃん」の声あり〕

○企画部長（森 和之君） 失礼しました。要綱ではありません。瑞穂市市道編入基準なる文書です。

〔「基準とか要綱でない」の声あり〕

○企画部長（森 和之君） はい。基準とか要綱ではありません、そのときに用いたのは。単なる職員がつくった資料といいますか、未完成な資料というふうに聞いております。

○議長（若園五朗君） 皆さん、静粛に。発言中は静粛に願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 説明が9月議会のときとは少し違うんではないかなと思いますので、この部分については、明日の総務委員会できちっと適切に答弁をお願いしたいと思います。

さらに、それぞれの文書に関して、条例に関してということで発表されましたが、特別職の懲戒処分についてということになると、瑞穂市条例、また自治法の中でも難しい部分があると思うんですが、瑞穂市の中では特別職による懲罰に関しては、条例はありません。

しかし、自治法上、特別職については地方自治法に関連をしてくる部分がある、このように書いてある書類もあります。この部分については、特別職に対しては地方自治法に基づく解職

や地方自治法の施行令に基づくものの懲戒処分が考えられるというような回答もある部分について、それぞれの地方自治法に準用する規定がされている理由として、職務上義務に違反する、または職務を怠ったとき、職務の内外を問わず公務上の信用を失うべく行為があったとき、また懲戒処分の内容としてという言葉があります。なので、地方自治法上、その特別職の処分については、検討をされたのかお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 自分の処分のことでございますけれども、一応、職員については先ほど申しましたように、瑞穂市職員の懲戒の手续及び効果に関する条例というのをつくっておられまして、そしてそこの中には規則もあるわけなんですね。その規則に基づいてやってきました。

瑞穂市職員懲戒審査委員会というものがございまして、そこで審議をしたわけでございます。ちなみに、その会長は僕が務めておるわけでございますけれども、一応部長職がメンバーになっております。教育長と部長職がメンバーになっておりまして、その中で当然該当する職員は除斥をして審議をしたわけです。

そして、その審議の結果、管理職以外の者については文書注意ということになりまして、そして管理職にあつては、管理をする立場というところからちょっと重い戒告ということになったわけでございます。

それを一つの基準にしまして、特別職についてはどうなるかということを検討したわけでございますが、まさに今言われたようなことも考えながら検討した結果、市長とも相談をしまして、職員の県の処分との比較考量の中で、1カ月ぐらいの減給が妥当でないかという判断をしたところでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 職員の処分をしたので私たちの処分もしたと、検討をしたということですが、職員は、その対象者は省かれて、除かれてというんですかね。退席をいただいてという形では正式であると思うんですが、その検討に関しては、市長・副市長の中では自分たちの責任を、自分たちをのこした中で本当に検討されたのか。それが自分たちの処分をするという、本当厳しい目で処分されたのか。今回の条例が本当に適切なのか、また百条の中であらわされている一連の関連をしているといった判断の中で今回提出をされたということが本当に適切なのか、いま一度しっかりと明日検討しなければならないというふうに思っております。

本当にこの100分の10の処分でよかったのかということも、今回の臨時議会で提出をされたということが本当によかったのかということも、明日しっかりと検討させていただきますので、答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7、議案第69号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第70号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 16番 小川勝範でございます。

補正に関して、若干質問をいたします。

まず、民生費の福祉センター費、先ほど全協でもお話がございましたほぼ4,500万、なぜこの補正に上げたのか。私の思いなんです、27年度の新年度予算に組んで、そして国・県、いろんな形で補助金をもらえるようになぜやれなかったのか。なぜこの補正でどうしてもやらなくてはいかん。その点、担当部長ちょっと答弁してください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 小川議員からの御質問でございます。

なぜ今、この臨時議会にということでございますが、27年4月からの生活困窮者への対策事業、または地域包括ケアシステムの2025年を目指した地域包括ケアシステムの事業への取りかかりなど、27年4月からの福祉制度の改革に合わせてそういった制度へ対応するために、旧デイサービスセンター跡地を改修し、それに間に合わせるというところで、この臨時議会に、以前にもお話ししましたが、補正予算をお願いするということをお願いをしてきたところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 制度によってこれを改革するんでしょう。そうしたら、よけい国やら

県から補助金をもらえるんじゃないですか。こんなもん前からわかっていることでしょう、高田君。この補正というものが4,500万、これ基金から崩すんでしょ。瑞穂市は国とか県の補助金をもらうのが下手な市町村なんですよ。

せんだってのエアコンでもあれでしょう。3年でなくて2年で、要は交渉次第でそういう交渉ができるんですよ。高田部長、どう思われる。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 今回の制度改正につきまして、ハード部分への補助というものはございません。人力的な補助、そういったところへの補助というものは、国庫等、必須事業について、また任意事業について、それぞれの割合に応じてついておりますが、ハード部分、建物の改修というところについては、そういった補助はございません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 先ほど言いましたように、瑞穂市は国とか県の補助金をもらうのは本当に下手なんですよ。

もう少し、副市長、この前も総務委員会で私話をしたでしょう。副市長はいろんなこと、そういう外交的な面を何でやらないんやと。総務委員会で言ってもすぐ県へ行かれて、県はすぐ補助金をつけますと。副市長はそういう動きをしておるの。奥田副市長、答弁をしてください。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、高田部長が申しましたように、今回の福祉制度の改革、もとをいえば税と社会保障の総合改革ということになっておるわけでございますけれども、もともと福祉、いわゆる厚生労働省の関係については、ハード面については、公が行う場合は補助金はつきません。ですから、ソフト面でも可能性があるということで、今回社会福祉協議会のほうで、生活困窮者支援の事業を27年度から委託するという方向で進めておるわけですね。その場合ですと、人の雇用が必要になってきます。その人の雇用の分については、4分の3、あるいは3分の2ということで補助がいただけるわけですね。ですけれども、ハード部分については、これはもう厚労省関係の施設についてはつきませんので、最初からそれは当てにしておりません。

ただ、今回、なぜ今の補正かというふうになってきますと、もとをただせば25年の1月に臨時会を開いていただいて、あそこの改修費を設計するということでお認めをいただいたんですが、附帯意見がつかまりましたので、その附帯意見を成就するために、ある程度検討を重ねた中でやってきまして、本当は9月議会ぐらいに出せればよかったんですけども、生活困窮者の受け皿をどうするかという問題とか、あそこの中の施設の有効的な活用の方策を考えた関係上、9月議会に間に合わなくて、臨時議会ということになったわけでございますが、そういったことで、補助に関しては、ハード分は一切制度がないということでございますので、そこ

ら辺を御理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） せんだって、文教厚生委員会協議会でいろんな話をされたらしいですね。

やっぱりそういうのも、本当に細かい説明もしていかないとあかんよ、細かい説明を。きょう、全協で初めて聞いたという方も見えるんですよ。

そして、この改築工事について、何か1億かかるとか、9,000万かかるとか、そういういろんなうわさが流れているんですよ。1億かかって、業者ははや誰がやるとか、そういううわさをやる前に、議会のほうにきちっと説明をして、そしてきちっとやるようにやるべきだと思いますが……。まあ質問は終わります。また、あした質問します。終わり。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

ただいまの議案第70号の補正の部分で、福祉センターのことについて、ちょっと質問をさせていただきます。

まず、私たちの文教厚生委員会におきまして、せんだってこの部分について協議会を行ったんですが、そのときに、まずこの設計委託料の部分について一部質問がございまして、鳥居都市設計事務所のほうは監理はやられるんですかという質問がありまして、そのとき、今から思えばやはり入札関係は総務ですので、福祉のほうではなかなかそこら辺は存じておられなかったのかもしれませんが、そのときに平塚課長のほうからは監理もですというお答えがあったような記憶がございます。

そこら辺、どうしてもやはり総務と福祉の違いはあると思いますが、果たしてこの部分、余りにも鳥居都市建築設計さんが本当に安いと。特にデザインボックスさんという会社も250万出しておられます。デザインボックスという会社は、この庁舎内でも看板をよく見かけます。耐震工事とかいろんなことを恐らく請け負っておられるんだと思いますが、そこが250万出しておられる。それで、恐らく総合センターの構造とかそういったことも一部はよく知っておられると思うんですが、そこが250万で出しておられて、それで鳥居都市建築設計さんが45万円と約5分の1なんです。恐らくこのお金の出方は違うんですが、設計費についての45万及び消費税の部分は繰越明許になっている部分です。そして、新たにこの176万円の管理委託料から今回出るわけなんです。どこかにこの管理分をまた頼みますよということを、何かあったことがあって45万円の札を出されたとか、そういうことはなかったのか。ここに関して

のいろんな細かい入札の段階のことを、ちょっと私素人でございますのでお教えくださいませ。よろしく願いいたします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 昨年ぐらい、2年ほど前あたりぐらいは設計と監理と基本的には一緒にしておったんですけれども、設計をした人がまた監理をするということについては、果たしていいか悪いかという議論になりまして、昨年から一応事業にもよりますけれども、基本的には設計は設計、監理は監理でどうだろうということに分けて進めております。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 先ほど棚橋議員から文教協議会の際に、平塚課長が次の工事のときにもというお話をされましたが、一切そういったことはございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） ちょっとそこら辺、私も定かでないものですから、そのことは私の間違いとさせていただきますが、ただ副委員長の古川さんがそれに近いことを何か質問されたような気はするんですけれども、あえてこのことは深くは尋ねませんが、それじゃあ今回の設計じゃなくて監理のほうですね。これはどのように入札とか、そういったことをやっていかれるのか。ちょっと既に決まっていることがあればここでお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この事務につきましては、予算が通ってからでございますけれども、工事のほうの入札に行きます。

また、工事の入札の結果も踏まえ、監理をどうするかは審議委員会のほうで業者の選定、それから入札という格好になるかと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） それでは、こちらの45万、ちょっと話が戻りますが、その後、例えばこれで落札されたのは鳥居都市建築設計さんですね。その後、何度か話し合いとか、しっかりとしたニーズを伝えてあるとか、そういったことの話し合いというのはしっかり持たれておられますかね。価格が安いのはありがたいんですけれども、多少不安がありますので、そこら辺。

先ほどの全員協議会におきましては、堀議員のほうからもちょっと一筆もらっておいたらどうやというようなことまでありましたが、落札後の実際設計に入られるまで、また設計の途中においても、実際に福祉の方はこうやって使いたいんだ、こうだよとか、実際の中身の部分ですね。一種のコンベンションといいますか、どれだけの話し合いを行ってきたか、如実にわか

るところを教えてください。お願いします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 入札後でございますが、当然私ども福祉部の福祉生活課と、一部健康推進課にかかる部分もございますので、その2課と、また総合センターの1階の事務室というところもかかわってまいりますので、生涯学習課との関連もございます。そういったところも、関係する課を含めて、さらに都市管理課の施設管理技術監であります池本さんとも設計士とあわせて打ち合わせを、各課が今後この部分はどうしたらいいかという部分部分、現地を確認しながら設計の詳細について打ち合わせを2回から3回いたしました。また、この中に社協の意見も考慮しながら設計士とも打ち合わせをし、進めてまいりました。

成果品につきましては、都市管理にございます、先ほど施設管理技術監督の池本氏とともに中身の確認をしていただき、中身の成果品の確認というところもしておるところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） おおむねわかりました。

私たちはこの後また協議会がございますので、そのことにつきましてそこでお尋ねする。また、ほかの議員さんからもお尋ねがあらうかなと思いますが、そちらでまた質疑をさせていただきますので、これで、この場での質問は終わります。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 1番 堀武。一番肝心なところが抜けておるから質問します。

というのは、設計者が今度の設計監理に入ることは可能なかどうか。それとも設計士は、監理の入札には参加させないということを事前に話してあるのか。その辺のことをあやふやなままいって、入札には参加する資格もあるというならば全然違ってくる。

なぜかという、設計士というのは、大きな工事になると実質的に同等品とか、いろんなことで条件をつけてきますよね。で、工事の段階になると、要するに暗黙の了解のうちに、この業者のものを使ってやってくれとか、いろいろそういうメリットは多分にあるわけです。ですから、今言うように、設計士は設計のみ、監理は監理のみという、その辺の弊害を排除するような意味でされているというのがある意味現実的だ。

だから、今言うように、昔でいえば、設計をして監理をすると同等品を使えとか、何々を使えとか、だから業者設計やなくて、ゼネコン等に関してこの業者を一回当たってくれとか、いろいろなことによるメリットが多分にあるし、事実そうだと思う。ですから、そういうような弊害を除くために、設計は設計でし、監理は監理という形になってきておるように推測はされ

る。

だから、今回金額は小さいですけども、今言うように、そこまでやるならば45万という金額で、本当に設計だけで云々なのか。そうではなくて、監理も含めて175万と。総合的に考えて落としているのか、それによって全てすごく違う。だから、それを最初のときに、これは設計のみで監理工事の入札には参加できないと言ってあるのか。その辺のことが、しっかりしたことを行政側がしていないと。今言うような問題点が多分に起きてくるものですから、金額は小さいけれども後々のことも考えて、今この件に関していえば、設計段階での入札時にそういうような話がしてあったのかしていないのか。そして、以後に関しては、落とされた設計士は、今度監理のほうは遠慮願うというようなことが話されてあるのか、それをやるのかどうか、ちょっとその辺のことを、はっきりした答弁をください。以上です。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） あくまで入札をするときには仕様書をつくっておりますので、設計についての仕様ということでお願いをしております。

そして、昨年からは一応、先ほど堀議員が言われたようなことがありますので、設計と監理を分けよということで、一応指名委員会では進んできております。

今回についてもほぼそうなると思いますが、最終的には指名委員会でまた協議をして判断することでございますので、どうするという方針ではありませんけれども、あくまで設計をそれぞれ出すときには、あくまで設計をお願いしますということで仕様書ができておるということを、今設計と監理というのは、先ほど堀議員さんが言われたように、どうも分けて出す傾向にもありますので、うちも昨年からそのような状況にしたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） すごく微妙な答弁、はっきり言えば。設計に関してはだけど、監理に関しては今言うように、指名委員会で設計者も含まれるのか、含まれないのか。その辺のことが聞きたいわけ。だから、そんな曖昧じゃなくして、それぞれのことを、しっかりしたことを聞きたいわけ。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 入札事務の、いわゆる選定委員会の役目、僕、委員長を務めておりますのでその立場からお話ししますと、この業者が、安い入札であったということが社会道徳に反るとか、そういうことであれば選定業者選定委員会の中で討議をしてやることでですけども、安いということは市にとって有利なことでありまして、ですからそういう意味からいけば、この業者を外す理由がないわけですね。ですから、この業者に設計だけやっていただいて、監理は別の業者に発注しますよと、そんなようなことは言っていませんし、総務部長が申しまし

たように、設計はあくまで設計だけの仕様書でもって担任能力がある業者を選定しております。

この監理については、監理の仕様書に基づいて工事入札をやった段階で監理を委託する業者を選定するわけですが、この業者を外すということは今のところ何もそういった要素はないというふうに考えておりますので、選ぶかは今の時点ではわかりませんが、外すか外さないかという論点からお話をされると、外す理由は今のところはないということで、今の時点でお答えするしかないということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 私が言っているのは、安いから外せと言っているんじゃないんですよ。

要するに、設計は設計でするんだと。で、監理は監理でするといふのならば、今のその2点を考えるならば、設計は設計士がして、監理は監理でやって別で、一緒になることが可能なら可能でいいんですけども、本来の趣旨からすれば設計は設計士がし、監理は監理業者がする。そのときに、そういうようなことでこの入札に関していえば、あなたのところは設計を主力において監理能力はあるかもわからんけれども、設計に専念してほしいとか、そういうような形でなされればはっきりするんだけど、いや設計はしますけど監理能力があります、監理もしますと言ったら意味がないの、極端な言い方をすると。今言っているような、市が言っている趣旨と違います、それならそんなこと言わなきゃいいのに。極端なことやないけど一緒にしちゃって入札すればいいだけの話、極端なことを言やそうでしょう。だからそれを言っておる。自分たちがつくって、その利点をやりながら一緒になってやってもいいですよ、こんな矛盾した話を堂々と言うこと自体がおかしいと思うだけなの。

金額は今言うように、副市長、安いからおかしいやないかと。一緒になったのを目当てに四十何万で落としたということじゃなくして、今言うような形でいえば、そういうようなことでなくして、最初から一緒に監理と設計を、あの辺に関してはやりますから正々やってくれていやで済む話なのよ。2回も入札をやらなくたって。そうでしょう。

だから言っているのは、自分たちが矛盾点を抱えながら矛盾点に答えてくような、どうしても思えないから言っているだけなの。だから、最初からくどいような話ですけども、設計と監理、こんなものを一緒にやれば1回で済むことだし、だからその辺に関して、しっかり設計・積算、監理をしてくれと言えば済むことなんです。それを2回やりますと言うから今言うように、別々なんですかと言ったら、いや選定委員会では、鳥居さんという名前はあれだけど、鳥居さんも入っても別に問題ないでしょうという、落とすか落とさんか、そんなもの現実的に公開入札じゃない、入札ですからそれはわかりませんが、だからその辺の矛盾点をどう思っているのかと思うだけで、いや、副市長、首をかしげられるけど、一般の市民が聞いたらそれはそうとりますよ。何のために別々にしているか。違います。だから、その辺は行政の方

たちの、今言うように、形、マニュアルどおりのことを言っているだけの話で、中身追求されると。いやそれは一緒でもいいです、ちょっとおかしいじゃないか、市民感覚からすると。その辺のことを言っているんですよ。

だから、最初からこの件に関しては、設計・積算、監理業務を一括しているような物件ですからしますと言えれば終わることだと僕は思うものですから、その辺のことで、いややっぱり含めてもいいんですよという、落とすか落とさんかはわからんですけどと言われるなら、もう一回、そのときの状況というか、僕はその辺に市民感覚からすると矛盾点があると。議員として言うならば、市民の代表とすれば、その矛盾点を矛盾点じゃないですかと言うだけのことですから。違います。以上です。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 入札のあれは、私かわりませんのであれですが、今いろいろお話がありますように、あくまでも透明性を持ってやらせていただいております。

設計は設計で入札をさせていただきますし、監理は監理で入札をさせていただく。だから設計で安く落としたから、こちらで安く落とせるとか、そういうことは、これも競争ですので、こっちを取ったからこっちが取れるとは限りません。あくまでも透明性を持って競争の原理でやっておりますので、その点を御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井でございます。

この70号につきまして、先ほど堀市長の提案説明の中で、これは新聞紙上にも出ておることでしたけれども、また他市町でも結構同じような問題が出ておることですが、源泉所得税につきまして、先般岐阜北税務署の資料により、個人事業主への委託報酬分について自己点検したところ、18件の徴収漏れが見つかりましたので、源泉徴収義務者として正規の手続をとるものであります。ちょっと中略しまして、今後はチェック体制を強化して再発防止に努めるというふうに話がありましたけれども、チェック体制を強化し、また再発防止に努めるということですが、具体的な方法について伺います。

○議長（若園五朗君） 宇野会計管理者。

○会計管理者（宇野清隆君） ただいまの若井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先日、新聞のほうでも報道されました源泉所得税の未徴収の件でございますが、5名の18件という徴収漏れがあったようでございます。

こちらは、去る9月の経緯を申し上げますと、9月5日に北税務署のほうからこういった調

査の依頼がございまして、それを受けまして、所得税法204条1項の2号に係る、今回徴収があったのが2号でございますが、その他9、それから報酬の業務に係る復興特別所得税、また源泉所得税の調査、それからもう1点は、交通用具等との使用者は非課税でございます。こういった調査をあわせて依頼があったわけでございますが、それを受けまして、私どもは調査をしたところでございます。

これにつきましては、各担当部署で支出の控除等をするものですが、私どもが控除額等を補完しまして、それぞれの支払い期限にお支払いをしているという観点から私どものほうで計上させていただいたところでございますが、各課のほうで御質問のチェック体制はどうするかというようところでございますけれども、これは各課のほうで内容の周知・徹底を行いますとともに、私どもは適正な支出という、点検をするという立場にございますので、各課の支出した伝票の年間数万という数になるわけでございますが、そちらのほうも点検をそれぞれするというところで、今回の徴収漏れという原因のところではございますが、これは肩書、もしくは屋号等、そういったもので源泉徴収をしなくてもいいというような誤りがあったわけでございますので、そういったところを各担当のほうに周知をするとともに、私どももチェック体制を改めて強化するというような体制でございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 具体的な強化をお聞きしたわけでございますけど、各課から上がってきた部分のほうをしっかりと管理していただくということでございました。

これ、実はことしの6月の定例会における諸般の報告より議員に配られた監査結果報告で、平成26年度3月26日付の定期監査結果報告書で、本田第一保育園に対して行ったものでございましたというふうに聞いておるんですけど、これを見ると、力士個人に支払う場合には源泉徴収が必要なはずであるが処理されていない。誰とか、どこに支払うのかということは明確にして適正な処理をすべきであるというふうに、監査委員さんからの意見書が記載をされておったというふうに思うわけですけど、このときも市の監査委員から指摘があったにもかかわらず、この時点で自己点検が行われておったのかどうなのかというようなことをちょっとお伺いします。

○議長（若園五朗君） 宇野会計管理者。

○会計管理者（宇野清隆君） ただいまの御質問の定期監査によります監査委員事務局からの御指摘の中で、力士への支出につきましては、報償費という科目で支出をしているというところでございます。認識としましては、謝礼というような考え方で従来支出をしていた、源泉のほうを徴収していなかったというような事例でございますが、その後、どういうふうに対応したのかというところでございます。

今回、北税務署員の自己点検の依頼につきましては、この部分、所得税法204条2号、先ほど言いました2号についての自己点検というところでございます。

御質問の力士につきましては、他の号、4号等に該当するというような御指摘、また監査委員からの指摘だと思いますけれども、そういった点については、今後また調査しなければならないんだと私のほうは考えておるところでございますが、この間、そういった認識から詰めているところございまして、この間に自己点検の調査という時期が参ったというところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） これは性質がちょっと違うものかというのは思わないでもないんですけども、やはりどうしてもちょっと私、私個人かもしれませんが、こういう形で報告を受けますと、しっかり徴収がなされているかどうかということをやっと疑問に思ったものですから、お聞きをしておるわけでございます。

この件につきまして、最後になりますけど、これ各新聞が、岐阜新聞、中日新聞、朝日新聞等に、先ほどの68号でございますが、市特別職の減給条例案提出の記事にあわせて今の瑞穂市が、源泉徴収漏れの記事ということが各紙に掲載されておりました。

その中で記事を読んでおりますと、やはり今回こういうことが起こった理由というのが、職員の理解が不足していたためとか、徴収の必要のない法人と誤認していたとか、また担当職員の認識不足だったという形で新聞記事は伝えておるんですけども、これはやはり記者発表をするときに、そういった形のニュアンスをやっぱり記者が持つようなイメージというか、これは記事どおりでございますけれども、そういうふうなニュアンスがあったように思われるわけです。

先ほどの68号、個人的なものでございますけれども、これはやはり瑞穂市の職員さんの、何かいかにも、こういう記事を読んでおると、悪者扱いといったらおかしいですけども、そういったようなイメージが持たれるやと思うわけでございますけれども、こういったことがあると、職員の仕事に対するモチベーションの低下なんかも招いたりするのではないかなということをお慮するわけですし、また市民に対して瑞穂市職員の能力が問われたりとか、また職員がいかげんなことをやっているんじゃないかというような不信感も出されるように感ずるわけでございますけれども、市民に不信感を与えたように思われることに対して、どのように考えておられるかをお聞きします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 若井議員の御質問にお答えいたします。

今回の案件は、所得税法204条による居住者に対する報酬や労金、契約金などに支払うとい

うものになっています。それについては、特別徴収義務者というか、徴収義務者は翌月10日までに国のほうに源泉所得税として納めるということで、今回対象になったのは第2号にあります弁護士さんとか、司法書士さん、土地家屋調査士、建築士さんなどの報酬というようになっております。

本来ならば、報酬であれば、職員もしっかり認識や理解はしておりますが、今回の場合、予算編成上、委託費で計上された委託業務契約に用いたものについて、職員のほうが認識不足といたしますか、源泉徴収はされなかったということで、税務署のほうから自主点検ということで依頼がありました。

庁舎全体に周知し、洗い出した結果がこの18件になります。職員の周知も理解も得られておると今は思いますので、念のために、先ほど会計管理者からもありましたが、再発防止のために、どこの部署で、どこで誰が処理するかというようなことを内部で統制するような機能を高めていかなければならないというふうに考えております。これが高まらないと、若井議員も御指摘された市民からの信頼もなくなってしまうと考えますので、そのあたり、しっかり努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） いずれにしましても、この件もあすの総務委員会でしっかり審査されるところでございますので、その場で聞いていきたいと思っております。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

70号について、質疑をさせていただきます。

先ほど来、福祉センター等の改修工事についてということで質問があるんですが、ここは臨時議会ということで、本来1日で済むべきような案件が理解されていないがゆえにこのような質問が多くなってきてしまっているのではないかなあと。本当に残念なことかなあと感じております。

また、この福祉センター改修工事建設事務ということで設計費に関してですが、先ほど全員協議会の中で、25年度繰越明許費であったということでこの200万、予定価格というふうなことを説明されたと記憶しておるんですが、25年度のときの予定価格、予算案、予算と、今回の福祉センターの改修では仕様が違ったのではないかなあ、違うべきではないのかなあ、そこに200万というものをそのまま持ってきたということによって予定価格というもののずれ、もしくは算出方法が違ってきてしまったのではないかなあというふうに考えます。

そうすると、先ほど仕様書というような発言がありましたので、この予定価格に関する200万の算出方法であり、仕様書というものをきちっと提示をしていただき、なぜ予定価格200万が繰越明許費からつくった200万だけで本当によかったのか、仕様書の中と精査しながらの予定価格であったのかということもきちっと検討しなければならないのではないかなあというふうに考えます。

また、その適正価格については、低価格入札制度ということとは、これは建設工事に関するということの制度が瑞穂市の中にもあるんですが、この工事費と設計では違うと思うんですが、低入札価格ということに関しての基準ということに関しては、先ほど来言っていますが、工事費に関する、建設工事に関する低入札制度ということを少し準用する、もしくはそれを踏まえて考えるとしたら、この低入札ということが本当に妥当なのかということも確認をしなければならないのではないかなあと思いますが、この福祉センターにかかわる予定価格の算出方法と低入札に関する部分、提示されているもの、公表されている建設部分とは少し違うんですが、その部分についてのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 繰越明許の200万円の設計の予算につきましては、その前に福祉センターの改修工事調査業務委託というところで、調査委託を設計士さんをお願いをしております。

また、その中で、その結果、200万円の詳細設計に係る見積もりをいただいた上で、200万円の予算を計上したものでございます。以上です。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 低価格につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、公共工事につきましては、一応要綱をつくっております、余り低い価格の場合は調査をし、またもっと低い場合は失格という部分がつくってございます。

その他につきましては、今後とも十分検討する必要があるだろうという今の現状でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 低入札制度については、調査というか、考えたということでございますね。

そうすると、建設工事に関する低入札制度についてはということで、これはホームページにも出ております。そうすると、予定価格の75%以下ということの中で基準価格というものが切り捨てになるよ。失格判断基準としましては、予定価格の50%以下ということになっているということを考えると、本当にこれが適切であったのかということを見ると、本当にもう少し

精査しなければならないのではないかなあ。安けりゃいい。しかし、やっぱり入札制度ですので、安いところが落札する。これは一つの原理だと思いますので、その判断をされたということだけはきちっとまた確認をしていきたいと思っております。以上、終わります。

○議長（若園五郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第67号から議案第70号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおりでございます。それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（若園五郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時08分